

ハイデッガー道具論および和辻風土論の環境思想への寄与

〈最適動線〉概念の導入

太田 和彦

本論の目的は、ハイデッガーが一九二七年に「存在と時間」で著した「道具」(Zeug) 概念と、それを受け継ぐ和辻哲郎の風土論とを理論的枠組として、〈最適動線〉を見出す過程を、生活的自然との身体的関わりのみで分析することにある。〈最適動線〉とは本論の造語である。ハイデッガーと和辻の比較研究と、環境思想における主要な案件とを関連させるために用いる。つまり、共有地・入会地(土地、山林、原野、河川等)の保全管理はいかにしてなされるか。国家や市場ではなく、その場所に利害関係をもつ住人が、その場所に適切な規範を見出すことはいかにして可能かという問いである。複雑な動態を見せる共有地の維持においては、変化しつづける状況に合わせた最適なふるまいが求められる。それゆえ、単一の組織や個人の占有による一元的な管理は馴染まない。本論はハイデッガーの道具論および和辻の風土論から導かれる「存在」と「所有」の関

係から、共有地の維持に必要な「所有」概念の構想を行う。

一 和辻の風土論とハイデッガーの道具論との 関連について

和辻哲郎は一九二七年に刊行されたハイデッガーの「存在と時間」を読んだことがきっかけとなって、風土性の問題を考え始めたこと、主著「風土」の序言において述べている。ただし、それは「存在と時間」の単純な受容ではない。

人の存在の構造を時間性としてのみ把握する試み(「存在と時間」のこと引用者註)は、自分にとって非常に興味深いものであった。しかし時間性がかく主体的存在構造として活かされたときに、なぜ同時に空間性が、同じく根源的な存在構造として活かされて来ないのか、それが自分には問題であった。(和辻哲郎「風土 人間学的考察」四頁)

和辻は、ハイデッガーの Dasein があくまでも個人にすぎないことを、ハイデッガーの限界として批判する。そして、ハイデッガーの限界を超えていく試みとして、人間存在を「個人的・社会的なる二重構造」において把握することによって「充分に具体的に現れて来ない歴史性」の真相を呈露させるべく、風土性に着目したと述べる（前掲書、四頁）。和辻の風土論の理論部分は、次のようなものである。私たちが寒さを感じる時、その体験は主観の境界外にある空気の冷たさを感じるというものではない。その時は自己と寒気との区別はなく、「寒い」という気分において、「我々自身が寒さのうちへ出ている」のであり、その意味で「我々自身の有り方は、ハイデッガーが力説するように、「外に出ている」(existence) ことを、したがって志向性の特徴とする」(前掲書、一二頁)。それゆえ、風土は生活する人間の自己了解の仕方であるとされる(前掲書、一七頁)。

しかし、和辻の風土論の理論部分は、そのみでは了解することがむずかしい。和辻が風土論の導出に至った理論的背景がわかりにくいためである。そのため、風土の三類型(牧場型、砂漠型、モンスーン型)が主に着目され、さらに各地域の具体的風土とは大きく乖離する和辻の恣意的な議論とみなされることも少なくない。

なぜ和辻の風土論の来歴はわかりにくいのか。それは、和辻の風土論が、和辻の批判するところのハイデッガーの空間論に由来しているからである。

宮川は、和辻が、ハイデッガーの理論が空間性を根源的な存在構造として捉えていないことを批判する一方で、和辻の風土論は「存在と時間」における空間性の議論、とりわけ「道具」への考察を応用し、独自に拡大したものであると指摘する(宮川敬之「和辻哲郎—人格から問柄へ」)。

一九三五年に刊行された「風土」に先立ち、一九二九年に雑誌で発表された論考「風土」において、和辻は、「日常生活の最も手近い」道具は、「使用するものとしての我々自身を理解する」ものとして位置づける(和辻哲郎全集「別巻二、三九九頁」)。「道具」はもちろんただの「もの」ではなく、それに関わる私たちが、私たち自身のありようをそこに発見するものとしてある。それが「感受」と「働き出し」という「道具」の二重構造である。和辻はこの構造において、「我々はかくの如きかわりにおいてもまた風土のうちへ出で、そこからまた我々自身を、即ち使用するものとしての我々自身を理解する」。

この和辻の考察は明らかに、「存在と時間」で展開される「道具」についてのハイデッガーの考察を引き継ぐものである。別の場所、和辻は、その環境世界(Umwelt)についての議論が、人間が自然環境を能動的に利用することのみに着目するもので、「自然を *Nature* として考へるといふヨーロッパ人の特性が著しく現はれてゐると思はれる」(前掲書、三九〇頁)と指摘しており、ハイデッガーの道具論が風土論を定式化する媒介をなしたことが窺える⁽¹⁾。

ただし、以上のような和辻の議論は、ハイデッガーの道具論の理解として順当であるとはいえない。まず、現存在が身の回りにそれらを道具として見出す「配視」(Unzicht)³を通じて築かれる以上、現存在と「世界」におけるさまざまな物との関係は、自然環境と集団心性との関係を保証する理論ではない。そうした「人間学」的な方向との違いはハイデッガーが力説したところであった。

また、ハイデッガーは人間のあり方について、本来のあり方と非本来のあり方とを峻別し、自らの死に対する不安を正面から引き受けて生きるのが本来的だとした。一方、日常における現存在は非本来のあり方をしているのであり、道具連関に埋もれている限り、人間は「誰でもない誰か」として存在している。道具連関は、誰のものでもなく、誰かに排他的に所有されていない。この道具連関のなかで人間が何かの道具を用い、熟達する過程では、誰のものでもないものを誰でもないものを用いるという様相が不可避に伴う。ハイデッガーにおいて、人間存在は、道具連関から切り離される契機(自分一人に固有なものとしての死)を必要とするのである(ハイデッガー「存在と時間 中」二四一―六二頁)。

だが、和辻はハイデッガーのこの考え方に対して、一貫して批判的である。和辻は一九三七年に刊行した「倫理学」上巻において、以下のように述べている。

〔ハイデッガーによれば〕死によって全体性を現わす存

在は、あくまでも個人存在であつて人間存在ではない。彼自身も人間の死の現象としてただ個人の死のみ取り扱いた。人間の死には、臨終、通夜、葬儀、墓地、四十九日、一周忌等々が属しているが、彼はこれらをすべて捨象するのである。しからば死の現象を媒介として把握せられた全体性は個人存在の全体性に過ぎない。人間存在の全体性は彼の手からは洩れているのである。(和辻哲郎全集)十巻、

二二三頁)

それでも和辻がハイデッガーの道具論を参照したのは、ハイデッガーは現存在の必然的な構造として、他者との「共同存在」(Mitseln)をあげるためである。ハイデッガーが「世界内存在」を論じる際に、現存在が物と関わる環境世界のみならず、他者と関わる「共同世界」(Mitwelt)を取り上げたことが、風土論において重要な意味をもった。和辻は論文「風土」において、これを寒さの体験に即して解釈する。

しかし、やはりなおハイデッガーによる共同存在の分析は、和辻にとつて不満を残すものであった。ハイデッガーの論じるところでは、他者との出会いは道具としての事物を媒介として成り立つものであり、共同世界は環境世界に対して副次的な位置しかもたない。また、その関心はそもそもも存在一般の意味の分析にあり、先述のとおり、現存在は、己れ一人の死の不安に直面する自己の根柢から生じる「良心の声」に聴き従うことで、本来的に己れの存在を了解するとされる。したがって、人と人

との間を取り結ぶ、和辻のいうところの「型」の存立を十分に基礎づけることはできない。その一方で、ハイデッガーにおいて道具連関は、「固有性」がない非本来的なありようだとされるが、和辻はその固有性の議論そのものに距離をおく。

この点は和辻のハイデッガー受容・批判において核心的な部分である。和辻の関心は形而上的な存在（あるということ）についての問いではなく、そうした問いの主体ともなる「人間存在」の身体的・実践的なありようであり、環境世界よりも共同世界をより根拠に位置づける必要があった。ハイデッガーの存在論を、和辻は価値論に変換したともいえるだろう。和辻の帰国後まもなくに発表された風土論は、その変換の試みの一つとして位置づけられる。

では、なぜ和辻はハイデッガーの本来性と結びつく固有性の議論を退けたのか。それは、固有性が占有と関連する概念だからである。

二 複層的な所有の理論としての和辻風土論

やはり帰国後まもない一九二九年、和辻は、「哲学研究」に論文「日本語に於ける存在の理解」を発表している。論考は一九三五年に加筆され、「日本語と哲学の問題」と改題されて、「続日本精神史研究」に所収される。ドイツ語と日本語との違いが、ドイツと日本との間の「存在の仕方」そのものにも浸潤していることを指摘する試みであった。この試みの背景にある

のも、やはりハイデッガーの *Das Sein* である。⁴⁾

和辻が論じようとするのは、存在の仕方を日本語で問う「あるということはどういうことであるか」という問いそのものの語法的分析である。和辻の見出した日本語の特質とは、「所有物が有るところの物であるということ」であった。⁵⁾ 熊野は「存在」という、哲学一般の基礎的問題が、「所有」という論点に収散してゆき、理論哲学の問いが実践哲学的なそれへと変容してゆく」（熊野純彦「和辻哲郎 文人哲学者の軌跡」）と整理している。では、なぜ「所有」が問題となるのか。そこには、ドイツ留学前後の日本の経済危機や労働運動が大きく関係している。それは、論考「風土」と「風土 人間学的考察」の間、一九三一年に発表された論文「現代日本と町人根性」とも関連している。

荻部は、和辻が、留学以前の一九二〇年代初め、無所有の共同生活と社会奉仕を旨とする西田天香の宗教団体「一燈園」の活動に共鳴していたことを指摘している（荻部直「光の領園和辻哲郎」）。当時、西田天香の著書「懺悔の生活」（一九二二年）が大ベストセラーとなり、一燈園の活動は、和辻の他にも倉田百三や西田幾多郎など多くの知識人の関心を集めていた。また、一燈園への注目と同時期の、一九二二年に学習院で行った講演「わが国体について」では、日本の「国体」を読み替えることによって、華族や富豪など特権階級の改造を主張している。そして「皇室の率先しての私有地投げ出し」や、学習院を華族の

学校から「貧民学校」に変えることを提唱している。留学前の和辻は日本人の伝統的な民族精神について実在的に語ってはいず、むしろ批判的であった。にもかかわらず、この留学後の講演では「我 bodies の精華は、君臣が曾て（徳を樹てた）こと、（道）に従ったことである」と、普遍的な「道」が天皇の上にあると説き、そして「道」の内容として社会政策の実行を具体的に提起する。そして、従うべき規範はより上位なものほど根柢的であると存在様式のありようは、後の一九四二年刊行の「倫理学」中巻まで一貫している。

ここで和辻の思想の総体を全体主義と位置づけるのは早急である。和辻は国体を主張すると同時に、天皇イメーシの軍事化や（肥私奉国）（和辻の言葉では「町人根性」「ブルジョワ精神」）を是とする社会潮流を強く非難している。とりわけ和辻が警戒を強めたのは、資本主義的な「利益社会」のもので、人々が個人的利得の極大化にのみ邁進する「ブルジョワ精神」に支配されることであつた。日本が直面する経済危機や労働運動は、日露戦争後の経済発展が「利益社会化」を極端に進め、日本人の「国民的自覚」を曇らせたために発生した。したがつて現今の危機を解決するには、この自覚を復活させ利益社会を止揚して「国民的共同社会」を築くしかない、和辻は一九三一年の論文「現代日本と町人根性」で主張する。和辻のいわゆる「町人根性」への批判は、「倫理学」における「経済的組織」論の根底に流れる発想と通底している。つまり、ここで和辻が主張す

るのは、個人にせよ、政府にせよ、物（経済や文化、教育、福祉制度、および民俗的な「型」などを含む）の一元的な占有・管理の否認である。

ここで、和辻がハイデッガーを經由して向けた「人間存在」の身体的・実践的なありようへの関心について、存在から所有への収斂を介して、一つの物の上に重疊して、いくつもの所有が成立し得るような所有の様態を描写することであつたとみなすことができる。前述のとおり、和辻が環境世界の根柢に位置づけようとしたハイデッガーの共同世界は、複層的な所有の状態である。これは、ハイデッガーが道具的存在への「配慮」（Besorgen）と、世界内部的に出会われるような他者（人間）への「顧慮」（Fürsorge）とを、「気遣い」（Sorge）として統一する過程に準じて、他者の身体を仮想的に取り込むことによつて行われる。ただし、これはくり返すとおり、「存在と時間」においては非本来的なあり方とされた道具連関から導かれたものである。

所有物についてどのような行為もなし得るということは、現代においては、所有者である以上当然であるように思える。しかし、入会権について分析する川島が述べるように、このことは近代法の歴史的特質にすぎない。それぞれの「物」の性質・効用に応じて、またそれぞれの主体に依じて、限定された異なる内容の権利が成立したのであり、それらの権利はいわば並列的に、広義の「所有」と呼ばれていた（川島「日本人の法意識」

六五頁)。和辻は利益社会のもとにおいてすべてが個人の所有物となること、あるいは政府によって一元的管理がなされることを「経済組織の本来の面目が人倫的組織にあること」の転倒であるとす。つまり、複層的な「存在 \parallel 所有 \parallel 」を肯定し、世界観として理論づけたのが、和辻の風土論であるといえる。

三 風土論にもとづく〈最適動線〉の構想

ハイデッガーの道具論を独自に解釈した和辻の風土論は、今日的にどのような意義をもち得るのか。本論は、日本の環境思想の一分野である生活環境主義との関連を指摘したい。すでに述べたとおり、和辻の複層的な所有概念は、入会地における所有意識と親和的である。しかし、「共有地の悲劇」^⑩が示すとおり、特定の誰かに占有されていない共有物 \parallel 複層的な所有がなされているものを取り扱う能力は、商品を私的に占有する経験をとれほど積み重ねても身につくものではない。

この複層的な所有のありようについて手がかりを与えるのが、生活環境主義である。一九九〇年代以降、生活環境主義は、伝統的な生業・生活文化から、人間と自然との親密な関わり方を再び学ぶことの必要性を主張してきた。例えば、上下水道が整備されたことにより、本来の水と地域の環境との関わりを身近に感じる機会が少なくなり、水質汚染が加速する（嘉田由紀子「シャドウ・ウォーター 見えなくなつた水の世界」という指摘に代表されるように、共有物 \parallel 複層的な所有がなされて

いるものを取り扱う能力は、生活的自然との身体的関わりの中から育まれるものである。

本論はこの能力を〈最適動線〉を創出する能力として定位する。動線という語句は、建築物において、実際に行き交う人間や物の動きを表す線のことであり、最適動線とは、複数の動線がお互いを妨げないようにすることを指す。動線はそれぞれの場所においてまったく異なる。そして複数の動線が重なり合う混雑する場所は、お互いがお互いの動線を妨げないよう、余裕をもつた空間作りが求められる。一般的に動線を描くものとして考えられているのは、人間か物の移動であるが、本論はここに道具の使用も付け加える。人間存在が「個人的・社会的なる二重構造」を、共同世界における身体的・実践的なありよう、道具の使用のなかで表すことについては、これまでハイデッガーの道具論を倫理学として継承した和辻の風土論を見てきたとおりである。

〈最適動線〉が創出される過程では、動線を妨げ得るさまざまな物、制度への関与が必要となるが、それはそのさまざまにある共有地においては、一つの基準あるいは形式が、他の基準あるいは形式をすべて満たすことはないからである。しかし単一の組織や個人の占有物であれば（例えば商品的な価値づけによって）それを破壊・変更する権利は所有者に帰せられる。動線を妨げる物・制度の破壊により短期的にその場所の生産物は

増大するかもしれないが、長期的には、その組織、個人が責任を負いきれないような負の影響を周囲に与えることもある。以上、共有物Ⅱ複層的な所有がなされているものを取り扱う能力としての、〈最適動線〉を創出する能力をいかに涵養するか。その指針として、ハイデッガー道具論および和辻風土論の射程を示した。

■参考文献

- 荆部直「光の領国 和辻哲郎」岩波書店、二〇〇一年。
川島武宜「日本人の法意識」岩波書店、一九六七年。
嘉田由紀子「シャドウ・ウォーター 見えなくなった水の世界」『都市問題研究』四三巻八号、一九九一年。
熊野純彦「和辻哲郎 文人哲学者の軌跡」岩波書店、二〇〇九年。
小松美彦「死は共鳴する 脳死・臓器移植の深みへ」勁草書房、一九九六年。
マルティン・ハイデッガー「存在と時間 上」岩波書店、一九六〇年。
マルティン・ハイデッガー「存在と時間 中」岩波書店、一九九一年。
Martin Heidegger「SEIN UND ZEIT」MAX NIEMEYER、19. A.、2006。
牧野英二「和辻哲郎の書き込みを見よー和辻倫理学の今日的意義」法政大学出版局、二〇一〇年。
宮川敬之「和辻哲郎ー人格から問柄へ」講談社、二〇〇八年。
和辻哲郎「風土 人間学的考察」岩波書店、一九七九年。
和辻哲郎「和辻哲郎全集 四巻」岩波書店、一九六二年。
和辻哲郎「和辻哲郎全集 十巻」岩波書店、一九六二年。
和辻哲郎「和辻哲郎全集 別巻1」岩波書店、一九九二年。
和辻哲郎「和辻哲郎全集 別巻2」岩波書店、一九九二年。
鷲田清一「〈ある〉と〈もつ〉ー「所有」という觀念についての試論(一)」『持兼山論叢』二六、一九九二年。

(1) ただし、牧野によれば、和辻がドイツ留学中に読んでいるはずの「存在と時間」も、「現象学の根本諸問題」も(道具1)についての考察は「存在と時間」に見えるものだが、それが端的に「外に出る」ということがらと結びつけられているのは、むしろ「現象学の根本諸問題」のほうである。法政大学の和辻文庫に残されていない。和辻がどれほど同書を読み込んでいたのかは類推する他ない(牧野英二「和辻哲郎の書き込みを見よ」)。

(2) ハイデッガーは、「交渉」について、予め物に備わっている道具的存在性を見抜く力としての「配視」(Umsicht)という様式をもつと述べる。この「配視」によって、現存在は、道具がもち得る道具的存在性を見抜き、その道具がもち得る可能性をより活かすことができるようにその物と「交渉」することで、物を「道具」として見出すのである。

(3) 和辻は以下のように述べる。
寒さを感じるときには自分一己がそれを防ぐふるまひをするのでなくして子供に着物を着せ老人を火のそばに押しやる。我々はこの場合おのれよりもむしろ傍の人を先にするのである。即ち我々は、道具或は風土のうちへ出てみると同時に人のうちへ出てゐる。おのれを「我」として反省するよりも前に、すでに人のうちへ出てゐるおのれを理解する。(和辻哲郎全集)別巻一、四〇一頁)

また、「人間」という言葉がもともとは漢語の「人間」であり、人の間すなわち「世の中」の意味をもっていたことは、まさしく人が本質的に「世の中に於ける存在」であることを示しているとする、和辻の「問柄」としての人間観、「人間の学」としての哲学体系にも強い影響を及ぼしている。

(4) 和辻は論文の冒頭で「日本語という一つの特殊な言語を通じてこの民族の精神的活動の根本的な一面を解釈しようとする精神史的な考察」を行い、「ハイデッガーがその驚くべく綿密な Dasein の存在論的分析にもとづいて言語の構造的存在論的存在論的存在全体を明らか

にしたときには、言語の民族的な相違のときは全然問題とされなかつた(『和辻哲郎全集』四巻、五〇六頁)と述べる。

(5) 「日本語と哲学の問題」より、やや長いが関連箇所を引用する。

では「である」によつて限定せられる「がある」とはどういうことであるか。「私は閑がある」とは私が閑暇を有つ(もつ)ことである。私は用事がある、私は読書に興味がある、私は食欲がある、等々、我々は日常数限りなくかかる言い現わしを用いている。すべて有つの意味である。そこからして庭には植木がある、町には家がある、山には岩がある、等々の用法も発展して来る。庭が植木を有ち、町が家を有つてするのである。しかし厳密に言えば有つというこき係わり方をするのは人間であつて、庭や町ではない。人間が庭を有ち、その庭において植木を有つのであり、また人間が町をつくり、その町において家を有つのである。だからこそ「有る所のもの」は所有物なのである。〔中略〕

かく見れば総じて「ものがある」のは人間が有つのであると言つてよいであらう。そうすれば「がある」が限定せられること「ある」になるということは、人間がその有ち方を限定することにはかならない。庭には植木がある、美しい木である、という場合には、人間が庭の植木を有つ有ち方を美しいという語によつて現わされるような仕方に限定するのである。すなわちそれを愛玩し賞美するという仕方で有つのである。そうしてみると「がある」も「である」もともに人間の存在に属し、「である」はその存在の仕方の限定を表現したものであるということになる。(『和辻哲郎全集』四巻、五四八―九頁)

(6) 三枝博音は、一九二二年頃、和辻を訪ねた三枝に向かつて「いま代々木のほうを歩いてきたが、一燈園をつくるところでどういうところがよいか、そういうことをいまして歩いてきた」と語つたという。また、京大時代には「一燈園の人がよく遊びに来た」と和辻自身も回想しており、和辻に引率されて京大倫理学教室のメンバーが鹿ヶ谷の一

燈園を見学したこともあつた。この注目について、河部は、第一に西田天香の人格そのものと無所有の主張に惹かれたためと思われるが、その教への、キリスト教・仏教・神道のどれを信じてもかわらないとする開放的(折衷的)な性格もまた、和辻の教養主義に適合的だったのだからと分析している(河部「光の領園 和辻哲郎」二八八―九頁)。

(7) 「倫理学」中巻、「人倫的組織」と題する第三章で和辻は、家族・親族・地縁共同体(村・町)・経済的組織(会社・労働組合)や、さらに生産(流通システム全体)・文化共同体(学校・教会や民族)・国家という順番で、さまざまな組織形態を検討してゆく。そして家族における「親愛」、親族における「相互扶助」、地縁共同体における「慎しみ」、経済的組織における「職分の自覚」といったように、それぞれの組織について行為の型(の原型をなすモラル)を列挙する。そして、人が家族(そのなかでも二人共同体たる夫婦)を出発点として、文化共同体・国家へと、より広範囲の共同性に参与するにつれて、そこで従うべき規範は、より上位で根柢的なものと位置づけられる。したがつて、文化共同体の内でも最も広い集団である民族と、民族の全体性を具体的に実現する組織としての国家が、最高位を占めることとなる。

(8) 近衛政権下における統制経済により、政府による指令が自由競争を全面的に排する「単なる外的強制」を批判し、「経済組織の本来の面目が人倫的組織にあることを自覚すること、それが統制の前提として何よりも必要なのである」(『和辻哲郎全集』十巻、五〇三頁)と述べる。

(9) ハイデッガーは所有(Haben)について多くを述べてはいないが、他の誰にも譲渡できない本来性(Eigenlichkeit)は、哲学史的に「存在」ではなく「所有」という観念と連繋関係にある(露田「ある」と「もつ」―「所有」という観念についての試論(一)」)。

(10) 「共有地の悲劇」とは、多くの人々が利用できる共有資源は、より多くの利益をその資源から得ようとする個人が現れることにより、

搾取され、やがて枯渇するという経済学上の法則である。生態学者ギヤレット・ハーディンが一九六八年に発表した。共有地の悲劇を防ぐために、行政政策として利害関係者に所有権、独占権を与えて管理させる方式が知られているが（例えば、電波利用において、政府が特定事業者に電波帯域の占有を認めることなど）、本論はこれとは異なるアプローチをとる。

（おた・かずひこ、農林共生社会科学・環境倫理学、

東京農工大学大学院）